

骨子案に対する意見と 県の考え方

県が実施した意見聴取等

① パブリックコメント（令和5年2月28日から3月30日まで）

個人8人、13団体から合計109件の御意見・御提言をいただいた。

② 事業者説明会（令和5年3月7日）

オンライン形式で開催し、全国から風力12社、太陽光8社、バイオマス1社、業界団体等その他7者の合計28者の参加があり、5者から合計8件の御意見・御質問をいただいた。

③ 市町村意見照会（令和5年3月）

県内全市町村に対し、文書で意見照会を実施するとともに、オンライン形式で説明会を開催し、文書照会に対して7市町から合計25件の御意見・御質問をいただいた。

主な意見と県の考え方

1 背景について

- 新税の導入と国の再エネ推進施策との整合性や関係性等について、どのように考えているか。
(パブコメ)
- 再エネに対する印象が悪くなるのではないか。県としても率先して温暖化問題、再エネの必要性等について広報・啓発活動を行うべき。(市町村)
などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 新税は、すべての再エネ発電事業を抑制するものではなく、森林を開発して再エネ発電設備を設置する場合に課税することにより、大規模な森林開発を伴う事業を抑制し、地域と共生する再エネ発電事業を推進するものです。国のエネルギー基本計画等においても「地域との共生・事業規律の強化」が重視されていることなどを踏まえると、国の施策等との整合も図られていると考えております。
- ◆ 新税は、地域との共生に向けた実効性ある枠組みを構築するものであり、再エネ発電事業の円滑な実施が可能となることで、適地での再エネ発電事業の推進等につながるものと考えております。また、率先して温暖化問題、再エネの必要性等について広報・啓発活動も積極的に展開してまいります。

2 新税の目的と税導入の必要性について（1）新税の目的

- 林地開発に関する各種法令の順守、地域の方々の理解を得る仕組みづくり、個々の再エネ発電事業が及ぼす影響に応じた個別施策により課題解決を目指すことを検討すべき。(類似2件)(パブコメ)
 - 大規模森林開発を伴う再エネ発電施設に限定して課税することに合理性がないのではないか。(類似3件)(パブコメ)
- などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 県では、課題解決に向けて、令和4年7月の太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定や環境影響評価条例の一部改正により、事業者に対しあらかじめ住民説明を義務付ける等の個別施策による課題解決についても併せて実施しているところです。
- ◆ 新税は、大規模な森林開発を伴う事業を抑制し、地域との共生に向けた実効性ある枠組みを構築することを目的としており、再エネ発電事業の円滑な実施が可能となることで、再エネ発電事業の推進等につながるものと考えております。
- ◆ 税収は、再エネ発電設備の適地誘導と地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用することを予定しており、間接的ではあるものの、再エネ発電事業者に対しても税収が還元される仕組みとすることにより、再エネ発電事業者に対しても受益をもたらすものと考えられるため、大規模な森林開発を伴う再エネ発電設備に限定して課税する合理性はあるものと考えております。

2 新税の目的と税導入の必要性について（2）導入の必要性・妥当性

- 森林に再エネ発電施設を設置できなくなる、または住民合意を前提とするような規制を行うべき。規制で対応できない部分に対応するのであれば、事業実施を断念せざるを得ない厳しい負担水準にすべき。(類似2件)(パブコメ)
- どのような根拠で結論を導いたのかを具体的かつ詳細に骨子に記載する必要がある。(類似1件)(パブコメ)
- 詳細な議論をこれから行う段階なのであれば、「税を導入することは妥当」と結論することは時期尚早ではないか。(パブコメ)

などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 地域住民の同意の義務化などの規制を条例で行うことは、財産権との関係から、慎重であるべきと考えています。税率については、目的を達成するために十分な効果が見込める高い水準であることが求められる一方、著しく過重とならない範囲で、合理的な水準であることが求められることを念頭に設定いたしました。
- ◆ 大規模な森林開発を伴う再エネ発電事業は、現在県内各地において様々な問題を生じさせており、この問題の解決に向けて、可能な限り速やかに対応することが求められています。新税の目的・必要性等については、本審議会や、宮城県再生可能エネルギー税制研究会等において議論し、骨子案に可能な限り詳細に記述いたしました。また、県議会においても議論を行ってきたことから、時期尚早とは考えておりません。

3 新税の性質と課税客体・納税義務者 (1) 新税の区分

- 税収の使途について、地域貢献、倒産後の撤去費用、荒廃山林の再生に対する助成なども加えるべき。県外の事業者が主体となる洋上風力発電に対する補助には慎重であるべき。(パブコメ)
- 地域の資源を活用した事業であるため、税収の使途は、立地市町村へ還元されるよう検討いただきたい。(市町村)
などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 税収は、再エネ発電設備の所在する地域の状況などについても総合的に勘案しながら、設備の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用する予定です。
- ◆ 立地市町村に対する取組支援についても検討してまいります。

4 課税客体の範囲 (2) 課税対象とする再エネ種別

- 水力発電及び地熱発電が適地誘導不可能とした理由を示すべき。(パブコメ)
- 風力発電については森林を除外して設置することはできず、課税対象外とすべき。(類似1件) (パブコメ)

などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 水力発電・地熱発電の場合、設置場所が発電するためのエネルギー発生源に関連するため適地誘導が不可能と判断したものです。
- ◆ 風力発電の場合、当県では風況の良い地域は森林であることが多いため、当面は、今後設定される促進区域等を適地として考えています。

5 課税標準と税率 (1) 課税標準

- 課税標準は発電出力ではなく、開発面積とすべき。(類似2件) (パブコメ)
- 再生可能エネルギー設置にかかる森林開発面積により課税対象を設定できないか。(市町村)などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 新税は、森林という特定の場所における再エネ発電設備という資産の所有に着目し課税を行うものと整理していることから、開発面積ではなく、発電出力を課税標準としたものです。

5 課税標準と税率 (3) 税率

- 山林での再エネ開発の抑制、適地への誘導目的を達成できる、より高い税率にすべき。(類似3件)(パブコメ)
- 税負担が営業利益の30%相当では、事業実施は困難。(パブコメ)
などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 税率については、目的を達成するために十分な効果が見込める高い水準であることが求められる一方、著しく過重とならない範囲で、合理的な水準であることが求められることを念頭に設定しました。

6 徴収方法

- 新税条例が施行された場合、課税時期はいつからか。課税客体は発電実績量か、発電計画値か。課税対象となる日は、着工時か、発電開始時か。(パブコメ、事業者)
などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 法定外税の新設に関する総務大臣の同意後となりますが、令和6年4月1日までの施行を目指しております。また、課税客体は発電出力(設備容量)となります。
- ◆ 森林の開発区域に設置され、再エネ発電事業の用に供することができる再エネ発電設備に対し、毎年1月1日時点で、納税義務者、課税客体等の課税要件を確定し、課税となります。

7 非課税事項 (1) 促進区域等の適地で実施される事業の発電施設

- 税制検討に先立って具体的な「適地」を示すべき。(類似2件) (パブコメ)
- 新税の導入前に可能な限り非課税要件を明確にすべき。(パブコメ)
- 促進区域等の設定に係るガイドラインについては、市町村や事業者等からの意見を十分に反映すべき。(パブコメ)
- 促進区域の設定に関して、県は、ガイドラインの策定にとどまらず、助言、情報共有等の市町村に対する積極的な支援を行うべき。(市町村)
などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 現在、県内で温対法の促進区域を設定している市町村はないため、いわゆる「ゾーニング型」の促進区域の設定の推進と併せて、まずは事業の計画段階で促進事業の認定に係る手続きと促進区域の設定を同時並行で行っていく「事業提案型」も推進いたします。
- ◆ 税負担を求めない促進事業等の認定要件等について定めたガイドラインについては、市町村や事業者等からの意見を十分に反映するようにいたします。
- ◆ 県としましては、ガイドラインの作成とともに、市町村を伴走型で支援してまいります。

7 非課税事項 (2) 経過措置

- 着工済み以前から相当な費用がかかっており、FIT 制度の事業認定取得、林地開発許可、環境アセスメント完了など一定の検討段階にあるものは課税対象外とすべき。(類似6件)(パブコメ)
- 稼働済み・着工済み施設については、適地誘導の効果が見込めない、事業者の予見性を損なうことなどから将来に渡って課税対象外とすべき。(類似6件)(パブコメ)
- 稼働済み、着工済みは将来にわたっても対象外とすべき。環境アセスメントも終わり開発許可申請段階では、着工前であっても計画変更は難しい。(事業者)
などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 建築基準法での取扱いを参考に、物理的に計画の変更が行えない「着工」を基準とすることとしたものです。
- ◆ 税制研究会からも既存施設等への課税について検討すべきとの意見があったことから、既存施設の課税も含めて、施行後5年以内に、新税の役割や効果を再検証し課税の在り方について見直しを検討してまいりたいと考えております。

8 課税期間

- 法に基づく計画策定、適地選定を市町村に委ねることなのかと思うが、3～5年後の再検討の際には、それらの選定状況を確認していただき、県の再エネ導入目標に達していない場合は、導入拡大に向けた見直しを図ってほしい。(パブコメ)

などの意見が出されました。

【県の考え方】

- ◆ 施行後5年以内の検証時には、再エネ導入の状況も考慮した上で、課税の在り方について適切に見直してまいりたいと考えております。

業界団体からの意見書について

令和5年3月6日付けで一般社団法人太陽光発電協会、一般社団法人日本風力発電協会、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の連名で、再生可能エネルギー等・省エネルギー審議会会長あてに意見書が提出されたもの。

【意見概要】

- 大規模森林開発を伴う再エネへの規制導入の必要性は理解。地域共生、地元理解は当然必要であり、重要視している。
- 他地域でも類似の税の導入を懸念。適切なエリアにおける適切な開発を促進する良き道しるべとなるよう検討いただきたい。
- 促進区域の活用は妥当であるが、具体的な促進区域の提示と導入計画が示されることが必要。
- すでに一定の投資を行っている案件に関しては、ヒアリング等を行い、適切な措置を講じられたい。

【県の考え方】

- ◆ 今回の意見書については、三団体で調整を行い、意見を取りまとめていただいたことを、県としては大変ありがたく思っております。
- ◆ この意見書により「大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電所開発への規制等の導入の必要性」や「地域と共生する再生可能エネルギーの導入を推進する」という考え方を、3団体の皆様と共有できていることを改めて確認できたと考えております。
- ◆ 意見書において県に求められている「促進区域の設定スケジュールを示すこと」や新税が「適切なエリアにおける適切な開発を促進する良き道しるべとなるよう検討すること」などの内容を受け止め、必要な対応を行ってまいります。